

令和5年度マンション等管理者講習会
動画①「マンション等でのごみの排出」

【スライド1枚目】（0分0秒～0分8秒）

令和5年度マンション等管理者講習会の資料についてご説明させていただきます。

【スライド2枚目】（0分9秒～0分33秒）

本日の内容です。

トピックは、3つで、マンション等でのごみの排出、事例紹介、プラスチック類の分別排出と危険物の混入防止の順に御説明します。

ここでいうマンション等は、一般的なマンション・アパート、寮、寄宿舍などの共同住宅です。

【スライド3枚目】（0分34秒～0分40秒）

最初に、1つめのトピックである、マンション等でのごみの排出について説明します。

【スライド4枚目】（0分41秒～0分45秒）

まず、京都市のごみの現状についてお話ししたいと思います。

【スライド5枚目】（0分46秒～1分43秒）

京都市が受け入れているごみの量は、長年にわたる市民・事業者の皆様の御理解と御協力により、ピークである平成12年度は年間82万トンから、令和2年度には年間38.5万トンまで減少し、平成27年3月に策定した「新・京都市ごみ半減プラン」で掲げていた、ごみ量をピーク時から半分以下にするという目標を達成することができました。

この間、クリーンセンター等の処理体制の見直し・縮小等を実施し、令和3年度の年間ごみ処理費用は、ピーク時の平成14年度と比べると、約4割の135億円を削減しました。

しかしながら、今後も、より一層のごみ減量が必要です。

【スライド6枚目】（1分44秒～3分23秒）

その理由は、3つあります。

1つ目の理由は、クリーンセンターの大規模改修に向けて、2つの工場で処理できる量までごみを減量する必要があるからです。

既存の3つのクリーンセンターをできるだけ長く使っていくためには、日常の定期的なメンテナンスに加え、約20年間使用した後に大規模な改修が必要になります。

その際には、約2年間にわたり2つ工場で市全体のごみを処理しなければなりません。

直近では2026年から2年間をかけて、北部クリーンセンターを整備する予定としております。

2つ目の理由は、本市唯一の最終処分場の埋立期間が、残り 50 年であるということです。不燃物やごみの焼却により発生した灰は、最終処分場に埋め立てることになります。できる限りごみを減らし、できるだけ長く活用していく必要があります。

3つ目の理由は、年間のごみ処理費用の削減です。

コストカットは進んでいますが、令和 3 年度の年間ごみ処理費用は、約 232 億円も掛かっており、さらなる経費節減が必要です。

こういった理由から、皆様には、引き続きごみの減量をお願いしています。

【スライド 7 枚目】（3 分 2 4 秒～3 分 2 9 秒）

次に、マンション等におけるごみの分け方・出し方について説明します。

【スライド 8 枚目】（3 分 3 0 秒～4 分 1 9 秒）

最初に、ごみの区分について説明します。

「廃棄物」は、日常生活に伴って生じる「家庭ごみ」と事業活動に伴って生じる「事業ごみ」があり、「事業ごみ」は「産業廃棄物」とそれ以外の「事業系一般廃棄物」に分けられます。

京都市では、「家庭ごみ」と「事業系一般廃棄物」を受け入れ、処理しています。

マンション等に係るごみの区分としては、入居者が排出するごみは「家庭ごみ」、マンション等に入居する事業所や店舗、さらにはマンション等管理者が管理業務で排出するごみは「事業ごみ」になります。

【スライド 9 枚目】（4 分 2 0 秒～5 分 1 5 秒）

これらの区分に応じて収集したごみの流れについては、

マンション入居者などの家庭から出されるごみは、全て家庭系一般廃棄物に該当し、民間事業者が収集する缶・ビン・ペットボトル・金属などの一部の資源ごみを除きクリーンセンターへ運ばれます。

事業者から出されるごみは、生ごみやリサイクルできない紙などの「事業系一般廃棄物」は京都市のクリーンセンターに運ばれますが、「産業廃棄物」は民間で運営されている処理施設やリサイクル施設に運ばれます。

マンション等の家庭から出されるごみの大半がクリーンセンターに運ばれています。

【スライド 1 0 枚目】（5 分 1 6 秒～6 分 4 秒）

この家庭ごみについて、京都市では、ごみの減量を図るため、条例により、市民の皆様にごみの分別を義務化しております。

後ほど説明しますが、所有者・管理者に対しても、入居者へのごみ分別・発生抑制に関して周知啓発を行っていただくことを条例で規定していますので、まずはこの分別ルールについて説明します。

分別義務の対象となる主なごみは、缶・びん・ペットボトル、プラスチック類、リサイク

ルできる紙類、小型金属類・スプレー缶、大型ごみがあります。

これらは、燃やすごみと分別して排出する必要があります。

そこで、分別義務の対象となる主なごみのうち、プラスチック類とリサイクルできる紙類の分類について説明します。

【スライド1 1 枚目】（6分5秒～6分34秒）

まずは、プラスチック類の分別回収です。

京都市ではこれまで収集していたプラスチック製の「容器」、「包装」に加え、昨年4月から、「プラスチック製品」を含め、プラスチック類として回収をしております。

「プラスチック製品」とは、100%プラスチック素材を使用したもの又は、大部分がプラスチック素材であるものをいいます。

【スライド1 2 枚目】（6分35秒～6分53秒）

プラスチック類を排出する際には、食品汚れや油汚れなどが付いている場合は、軽く水洗いするなどして、できる限り汚れを取り除いてください。

汚れがひどく、取れない場合は、燃やすごみとして排出してください。

【スライド1 3 枚目】（6分54秒～8分27秒）

一件プラスチックに見えても、プラスチック類として、分別回収できないものもあります。

リチウムイオン電池などの電池で動くおもちゃや小型家電、使い終わっていないライターは、収集の際やリサイクル作業の際に火災事故が発生する原因となります。また、刃物類は収集やリサイクル作業を行う方がケガをする可能性がありますので、こうしたごみは、各まち美化事務所、区役所・支所等のエコまちステーションで行っている拠点回収にお出しくください。

クーラーボックスやスーツケース、ボトルタンクなど、サイズが大きいものは、機械が詰まるなどリサイクル設備に影響を与えますので、大型ごみとしてだしてください。

注射器等の在宅医療器具は、収集やリサイクル作業を行う方がけがをする可能性があるため、交付された医療機関や薬局に返却してください。

ビニール傘やひも状、シート状で長さ50センチ以上のものは、機械が詰まるなどリサイクル設備に影響を与えます。また、一般用抗原検査キットは、収集やリサイクル作業での衛生上の問題があることから、こうしたものは、燃やすごみとして出してください。

【スライド1 4 枚目】（8分28秒～8分54秒）

リサイクルできる紙類の分別について御紹介します。

紙類は、種類別に分類したうえで、紐でくくったり、紙袋に入れるなどして排出してください。ここでは、分別の例として、3つの種類に分けていますが、民間事業者や古紙回収業者が収集されるマンションについては、それぞれの業者にご確認ください。

【スライド15枚目】（8分55秒～9分12秒）

リサイクルに向かない主な雑紙の一つが、汚れた紙です。食品等で汚れた紙も含まれます。これらは、洗浄工程で取り除けない汚れが、再生紙の汚れとなって現れる原因となります。

【スライド16枚目】（9分13秒～10分18秒）

続けて、リサイクルに向かないに主な雑紙を紹介いたします。

買い物の際にもらうレシートは、感熱紙で作られています。また、宅急便の宛名ラベルや領収書などの複写伝票は、ノンカーボンもしくはカーボン紙で作られています。

これらの紙は、特殊なインクがつかわれており、リサイクルの工程でそれを完全に除去できないため、再生紙に不具合が現れる原因となります。

また、写真やインクジェット紙は普通紙よりも写真を鮮明に仕上げられるよう表面に加工がされています。

こうした紙は、耐水性を持つため、古紙処理工程で十分な離解ができない場合があることや、防水のためのワックス等が斑点等が現れる原因となります。

こうした紙でもリサイクル施設の性能により、リサイクル可能な場合があります。

【スライド17枚目】（10分19秒～11分45秒）

リサイクルできる紙類の主な排出方法について、3つの方法を御紹介します。

まず、「コミュニティ回収制度」についてです。

現在、約2,800以上の団体様にコミュニティ回収を実施いただいております。

コミュニティ回収制度とは、リサイクルできる紙類や古着などの資源物を地域で、定期的かつ継続的に回収する団体等に対して、市が助成する制度です。

対象団体等は、自治会やマンション管理組合のほか、平成30年4月からマンション等の所有者や管理会社も対象にしています。

助成には、10世帯以上のマンション等や雑がみと古着を回収すること、回収事業者と事前合意済みであることなど条件があります。

1年間の助成額は、4月から開始する場合で、マンション1棟目なら15,000円、2棟目～7棟目は追加1棟あたり5,000円、8棟以上は一律50,000円となっております。

初年度は開始月により助成金が異なります。

申込や問合せ先は、まち美化推進課となります。

【スライド18枚目】（11分46秒～12分23秒）

次に、民間事業者による古紙回収です。

マンションの立地や排出量が少量であるなどにより、民間事業者による古紙回収が難しい場合もありますが、

民間事業者による古紙回収については、京都市のHPである、京都市情報館に掲載している、「古紙の分別・リサイクルの徹底推進に関する取組宣言業者」にご相談ください。

なお、燃やすごみ等の収集を民間事業者に委託しているマンションについては、契約先の

民間事業者に御相談ください。

【スライド19枚目】（12分24秒～12分59秒）

そして最後に、古紙問屋に持ち込む方法もあります。

京都市がホームページで配信している資源物回収マップでは、持込可能な古紙問屋を掲載しています。

物件ごとに古紙を取りまとめ、古紙問屋に無料で持ち込むことが可能です。

また、入居者自身が持ち込む際は、まち美化事務所、区役所支所のエコまちステーションなど、お近くの回収物拠点も御利用いただけるため、資源物回収マップをご案内ください。

【スライド20枚目】（13分0秒～13分58秒）

分別対象となっている大型ごみの排出について紹介します。

大型ごみの収集は、入居者から直接申し込んでいただく必要があります。

大型ごみの申し込みは、これまで、電話のみの受付でしたが、令和5年10月1日からインターネットで大型ごみの収集申し込みができるようになりました。

パソコンやスマートフォン等から専用サイトにアクセスしていただければ、24時間365日利用可能です。

また、クリーンセンターに直接お持ちいただく方法もあります。

詳しくは、京都市のホームページを御覧ください。

京都市では民間企業と連携し、ごみのリユース（再利用）を促進しています。まだ、使えるものは、ごみとして捨てずにリユース促進サービス「ジモティー」や「おいくら」の活用を検討してください。

【スライド21枚目】（13分59秒～15分2秒）

分別方法の次に、マンション等のごみの収集形態について、京都市による収集と民間事業者による収集の2通りがありますので、御説明します。

市収集は、決められた曜日・場所に出されたごみを京都市が収集します。

業者収集は、マンションの所有者等が依頼したごみの収集・運搬業の許可を持つ民間事業者が、出されたごみを収集します。

業者収集は、市収集よりも収集頻度を増やすことができます。

新たに市収集を利用される場合は、マンションの所在地の地域を所管するまち美化事務所に御相談ください。

排出場所によっては、地域との調整をお願いする場合があります。

また、マンション等によっては、燃やすゴミが業者収集であっても、資源ごみの全部又は一部が市収集の場合もございます。

【スライド22枚目】（15分03秒～16分00秒）

収集方法が、「市収集」か「業者収集」かによって、ごみの出し方が異なります。

まず、市収集のごみの出し方です。

燃やすごみ、プラスチック類、缶・びん・ペットボトルを出す際には、京都市の有料指定袋を用いる必要があります。

リサイクルできる紙類は、新聞、段ボール、雑紙ごとに分類したうえで、紙袋に入れるなどして出してください。紙類がない場合は、ひもで縛るか、中身の見える無色透明又は白色透明の袋に入れて出していただいても構いません。

小型金属類・スプレー缶は透明な袋に入れ金属と書いた紙を貼るか、袋に金属と記入していただきますようよろしくお願いします。

【スライド23枚目】（16分1秒～16分42秒）

市収集で収集場所にごみを出す際の注意です。

収集日当日の朝8時までに決められた場所、いわゆる定点に出してください。夜間にごみを出すと、カラス等のごみ散乱被害が発生しやすくなります。

缶・びん・ペットボトル、プラスチック類、リサイクルできる紙類、小型金属類は、「資源ごみ収集場所」と書かれた定点表示板があるところに出してください。

ごみ袋は、片手で持てる程度の重さにして、口をしっかりと結んでください。

1回の収集に出していただくごみは、概ね2袋まででお願いします。

【スライド24枚目】（16分43秒～17分37秒）

市収集においては、カラス被害対策の支援を行っています。

こちらは、京都市による収集のマンション等のみが対象となりますのでご注意ください。

一つ目は、防鳥用ネットの無償貸与です。

京都市では、カラス被害対策として防鳥用ネットを原則1枚無償で貸与しています。

貸与を希望される方は、その地域を担当する各区役所・支所のエコまちステーション、各まち美化事務所に御相談ください。

二つ目は、防鳥用ケージの購入費用の一部助成です。

京都市では、防鳥用ケージの購入費用について、15,000円を上限に2分の1を助成しています。

助成を受ける際は、購入前に必要書類の提出と事前協議が必要です。

詳細は、本市のまち美化推進課へお問い合わせください。

【スライド25枚目】（17分38秒～18分23秒）

次に、業者収集の場合のごみの出し方です。

業者収集マンション等のごみの排出は、中身が見えるように、無色透明又は白色透明の透明袋で、90リットルまでの大きさの袋をご使用ください。

民間事業者の収集料金には、京都市のごみ処理手数料も含まれているため、市収集と同じ有料指定袋を用いる必要はありません。

燃やすごみ以外のごみを出す方法の詳細については、収集や搬入の条件が市収集と異なる

ため、収集業者に御確認ください。

【スライド26枚目】（18分24秒～19分46秒）

こちらは、業者収集マンションのみが対象ですが、ごみ搬入手数料の改定についてお知らせします。

事業者やマンション等から排出されたごみを収集する民間事業者を支払われている「ごみ処理料金」には、民間事業者の「収集運搬料金」だけでなく、本市がごみを処理するための、「ごみ搬入手数料」が含まれています。

この「ごみ搬入手数料」は、民間事業者を通して間接的に本市に支払われています。

現在、ごみの処理費用は「ごみ搬入手数料」だけで賄いきれていないことから、ごみの処理費用を適正にご負担いただくため令和7年4月1日より、「ごみ搬入手数料」の改定をします。

燃やすごみは、10 kgまでごとに150円、100 kgなら1,500円となりますが、民間事業者が収集するマンションから出るプラスチック類の手数料については、燃やすごみの半額を設定しています。皆様のご理解いただきますようお願いいたします。

なお、ごみ搬入手数料改定後のごみ処理料金については、現在契約されている民間事業者にお尋ねください。

【スライド27枚目】（19分47秒～20分11秒）

収集形態に関わらず、誤って出したごみは、啓発シールを貼付けるなどして、残置される場合があります。

残置される例としては、分別が不十分な場合、有害・危険な物など収集できないものが含まれている場合が挙げられます。

分別の徹底に御協力お願いいたします。

【スライド28枚目】（20分12秒～21分22秒）

ここで少しだけ事業ごみについて説明しますと、最初にご説明したとおり、まず、事業ごみは一般廃棄物と産業廃棄物に区分されます。

産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」でプラスチック類やガラスくず、金属くずなど20種類が指定されており、指定されていないその他のごみ全てが、一般廃棄物になります。

この法律では、事業ごみの処理について、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定されています。

簡単に説明しますと、事業所や店舗等から排出される事業ごみは、その事業所や店舗等それぞれが、ごみの収集運搬許可をもった民間事業者に収集をお願いするなどして、適正に処理する必要があります。

そのため、家庭ごみと一緒に排出することはできません。

【スライド29枚目】(21分23秒～21分49秒)

所有者や管理者がマンション等の管理業務の一環として、ごみを排出する場合の具体例としては、共用部分等の清掃、不法投棄されたごみのほか、その他建物の維持管理に伴い所有者や管理者が排出するごみは、「事業ごみ」に該当します。

許可業者に収集運搬を委託するなど、適正に処理をお願いします。

【スライド30枚目】(21分50秒～22分4秒)

最後に、マンション等の所有者・管理者の義務です。

1つ目は、ごみの分別ルール等の周知・啓発。

2つ目は、共同住宅に関する京都市への届け出です。

【スライド31枚目】(22分5秒～22分36秒)

1つ目が、入居者へのごみの分別ルール等の周知・啓発です。

京都市では、条例でマンション等の所有者・管理者に、入居者への周知・啓発を行っていただくことを規定しています。

居住者への周知方法には、書面による配布、掲示板やごみ置場への掲示のほか、契約の重要事項説明時や管理組合の会合時といった、対面での説明などが挙げられます。

【スライド32枚目】(22分37秒～23分7秒)

入居者への周知に活用いただける啓発資材です。

京都市では、入居者への周知に御活用いただける啓発資材を提供しております。

ごみの分け方・出し方のリーフレットやプラスチック類のチラシについては、日本語のほか、英語、中国語、ハングル表記のものもございます。

また、保管場所等に掲示いただくごみ種ごとのステッカーも提供しています。

【スライド33枚目】(23分8秒～23分57秒)

京都市では、より一層分別を進めていただくため、当課では、昨年度、ごみ分別案内アプリ「さんあ〜る」を配信しています。

ごみの出し方や収集日、分別方法などをスマートフォンやタブレットから簡単に確認することができる無料アプリです。ごみの収集日をアラームでお知らせする機能もあり、ごみの出し忘れを防ぐことができます。ぜひ、ダウンロードしてみてください。

また、京都市では、本市で新しく生活を始める大学の新生を対象とし、家庭ごみの分別ルールをわかりやすく周知・啓発するため、学生の意見や出演の協力を得て制作した「みんなであそぶ！正しいごみの分け方・出し方」の動画を本市ホームページで配信しております。

【スライド34枚目】(23分58秒～24分58秒)

2つ目が、京都市への届出です。

まず、共同住宅等分別周知等届について、説明します。

市内の全ての一般的なマンション、アパート、寮、寄宿舍などの共同住宅等のうち、新築物件又は既存物件を新たに管理する場合、その所有者又は管理者は、条例に基づき「共同住宅等分別周知等届」を、本市に提出いただく必要があります。

これは、ごみの収集形態が、「業者収集」か「市収集」かにかかわらず、全ての共同住宅が対象です。

本市では、啓発資材の提供やごみに係る相談に素早く対応できるよう、この届出から各マンション等のごみが、どのように定期的に収集されているかを把握する基礎資料として活用しております。

上記以外の既存の共同住宅についても届出の提出にご協力をお願いします。

【スライド35枚目】（24分59秒～25分21秒）

届出には、物件の管理者やごみ種ごとに、収集形態や、業者収集の場合は民間事業者、収集頻度を記載していただきます。

様式はネットからもダウンロードできます。

なお、提出後は、所有者・管理会社に事前に了承をいただき京都市が現地確認をさせていただきます。

【スライド36枚目】（25分22秒～26分27秒）

最後に、特定共同住宅を新築する場合のごみに関する届出について説明します。

特定共同住宅とは、3階以上、かつ15住戸以上の建物で、これを新築する場合は、建築確認申請の前に、先程とは別の届出をまち美化推進課に提出する必要があります。

市収集をお考えの場合は、届出書類である団地台帳に、付近見取り図とごみ置き場のわかる図面を添付し、本市に御提出ください。

なお、届出の提出後は、その地域を担当するまち美化事務所との事前協議が必要となります。

業者収集をお考えの場合は、市収集の場合の提出書類に加えて、誓約書を御提出ください。

なお、特定共同住宅の条件に満たない共同住宅でも、市収集を希望される場合は、その地域を担当するまち美化事務所との事前協議が必要となりますので、ご注意ください。

【スライド37枚目】（26分28秒～26分33秒）

説明は、以上です。

ご清聴ありがとうございました。